

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四号

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則（昭和三十三年佐賀県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表の健康診断の項を削る。

別表の備考中一を削り、二を一とし、三を二とし、四を三とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。